

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和4年7月26日

案件名	中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針(案)について					
所管	健康福祉 局	保健衛生 部	医療政策 課			
事業効果 総合計画との関連	事業効果	市所管の診療所の再編を前提とした取組を進めることにより、以下の効果を見込む。 ・在宅医療の充実と医療・介護連携の推進 ・医療資源や財源の効率的な活用 ・疾病予防・介護予防の推進				
	効果測定指標	在宅医療の充実や健康づくりの取組が進んでいる 診療所の再編に向けた取組が進んでいる			施策番号	8、10、11、46
	事業効果 年度目標	R4	R5	R6	R7	R8 R9
	・基本方針の策定 ・電子カルテの導入	・訪問診療機能の 向上策の検討・実施	・診療日数減(青根)		・再編 ・2診	

審議事項 <b>庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論</b>	地域保健医療審議会への諮問に向けて、市の対応方針を決定する。 市の対応方針:取組の方向性、基本方針、診療所再編の進め方
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認し、上部会議へ付議する。 ・ただし庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

## 事案概要

中山間地域(津久井、相模湖及び藤野地区)における医療提供体制の確保を図るため、持続可能な医療の在り方について、中山間地域の住民や、医療に関わる団体の代表者等により構成された「中山間地域の持続可能な医療のあり方に関する懇話会」において意見交換を行ってきたところである。  
今後、地域保健医療審議会への諮問・答申、パブリックコメント等の手続きを経て、今年度中を目途に「中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針」を策定する。

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

### ○事業スケジュール

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
実施内容	[全体]		← 現 指定管理期間(R3から5年間) →			順次、指定管理施設へ移行		
	諮問 答申	パブコメ 地域説明	策定	訪問診療機能の向上策の検討・実施				
	[津久井地区]		区分の統一化					
	青根診療所	診療日数を減らして運営						
	青野原診療所	改修に向けた調整						
	[相模湖地区]		訪問診療機能の向上策の検討・実施					
	内郷診療所	改修に向けた調整		改修	解体等			
	千木良診療所	閉院・解体等に向けた調整		閉院	解体等			
	[藤野地区]		訪問診療機能の向上策の検討・実施					
	日連診療所	閉院・解体等に向けた調整		閉院	解体等			
藤野診療所	改修等に向けた調整		改修	解体等				

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(衛生費)		別紙「説明資料」のとおり						
うち任意分								
事業費(国保直診)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源								
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額								
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要

- ① 既存の事業を縮小・廃止      2. 既存事業の終了      3. 単年度事業  
4. その他( )

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A	0	3	3	3	0	0	0
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	3	3	3	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	○								
	○								

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	あり	時期	令和4年12月	議会への情報提供	部会

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
中山間地域の持続可能な医療のあり方に関する懇話会(R3.8～計6回)	令和4年6月7日に議論のまとめがなされた
財政課	新規事業や施設改修等に係る予算措置は別途調整が必要なことを確認した
経営監理課	指定管理者制度の趣旨を踏まえて検討していくことを確認した
総務法制課	パブリックコメント前に部会に情報提供することを確認した 診療所の再編にあたっては条例の改正を伴うことを確認した
人事・給与課	国保診療所の医師として修学医師の活用を視野に入れていくことを確認した
アセットマネジメント推進課 公共建築課	施設の改修等に向けて協力して検討することを確認した
緑区役所	市の対応方針の内容について共有した

備考

市所管の診療所の再編について  
医師の確保状況や施設の改修方法等により、実施時期はずれることがある。

## 庁議におけるこれまでの議論

### 調整会議の 主な議論 (6/28)

【市の対応方針(基本方針)について】

今後、案件が具体化したときに個別に調整が必要になり、庁議に諮るものもあると思われる。本件を承認することが、市の対応方針のすべてを決定するものではない点は承知いただきたい。社会情勢等も考慮する必要があり、課題が大きいものであるため、その都度調整をしてもらいたい。

【市の対応方針(診療所再編の進め方)について】

青野原診療所の分院として診療日を限定して青根を当面維持していく理由は何か。

青野原診療所からでは距離が遠いところもあり、現時点では対面診療の機能を残した方がより効率的だと判断した。

【再編後の診療所区分等について】

国民健康保険診療所だと助成制度があったかと思うが、国民健康保険診療所に統合することになるか。

統合し、国民健康保険診療所となれば国の助成を受け取ることができる。国民健康保険診療所とするか、もしくは市立診療所とするかについては今後検討することになるが、いずれの場合でも指定管理者制度を利用する予定である。

# 中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る 基本方針（案）について

令和4年7月26日 医療政策課

# 市の対応方針について

## 1 はじめに(巻頭言)

## 2 中山間地域の医療等に係る現状

### (1)人口等

人口、高齢化率、将来人口推計、医療需要予測

### (2)医療提供施設等

医療提供施設等の設置状況等

### (3)市の主な取組

地域医療体制の確保等、医療従事者の確保、在宅医療等支援、健康づくり等対策

### (4)医療関係団体の主な取組

### (5)中山間地域の医療に係る市民アンケート等の結果概要

## 3 中山間地域の医療等に係る課題

3つの課題

課題① 高齢化の進行等に伴う「通院困難」

課題② 医療資源や財源の限界

課題③ 生活習慣病等の重症化・フレイルの進行等のリスク

## 4 基本方針

本日の審議事項（市の対応方針）

取組の方向性

基本方針① 在宅医療の充実と医療・介護の連携推進

基本方針② 医療資源や財源の効率的な活用

基本方針③ 地域と連携した疾病予防・介護予防等の推進

この中で  
診療所再編の進め方を示す

## ■ 取組の方向性

中山間地域の医療等に係る課題に対応するため、市所管の診療所を再編することにより生み出すことができる資源（医療資源・財源）やICT技術等を活用し、持続可能な医療提供体制の確保に資する取組を推進する。

### 【基本方針1】在宅医療の充実と医療・介護の連携推進

- かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の更なる普及促進
- 医療・介護関係者の多機関・多職種連携強化
- 在宅ケア連携室・在宅歯科医療地域連携室等の普及促進
- 介護家族等の支援
- 訪問診療機能の充実
- オンライン診療の推進
- 地域の中核を担う診療所として機能
- 切れ目のない在宅医療と介護の連携体制の推進

○：地域全体の取組  
●：市所管の診療所などの取組

### 【基本方針2】医療資源や財源の効率的な活用

- 情報共有のための顔の見える関係づくりの推進
- ICT技術の利用による医療資源の効率的な活用の推進
- 在宅医療・介護連携を支える人材の確保
- 市所管の診療所の施設数の適正化
- 医療従事者（総合的な診療能力を有する医師等）の育成・配置
- 運営経費削減努力の継続
- 病院等との連携強化

### 【基本方針3】地域と連携した疾病予防・介護予防等の推進

- 市民による健康づくりや介護予防の取組への支援
- 自ら行う健康管理の取組への支援
- 地域と診療所の「顔の見える関係づくり」

## 市の対応方針（診療所再編の進め方）

- ① 訪問診療を効率的に実施できる体制とするため、医師2人体制とする。
- ② 医師2人体制とするため、原則として、地区ごとに1診療所に統合する。
- ③ 民間の医療機関を含め、多職種・多機関の連携を進める。

### ○津久井地区（青野原・青根）

青根診療所は、青野原診療所に統合する。ただし、青根診療所は、令和6年度を目途に診療日数の見直しを行ったうえで、青野原診療所の分院として当面維持しつつ、閉院の時期を見極めて決定する。

### ○相模湖地区

千木良診療所は、令和8年度を目途に内郷診療所に統合する。（千木良診療所は閉院とする。）

### ○藤野地区

日連診療所は、令和8年度を目途に藤野診療所に統合する。（日連診療所は閉院とする。）

※ ただし、医師の確保状況や施設の改修方法等により、実施時期はずれることがある。



- ・日常生活圏域を基本に市所管の診療所を配置し、誰もが住み慣れた地域で安心して医療サービスが受けられる体制とする。
- ・市民の健康づくりや地域包括ケアシステムの充実にも寄与していく。

# 再編にあたっての課題、対応策と見込まれる効果

## 具体的な課題

### 【地域特性・人口減少・高齢化】

- ・通院困難
- ・生活習慣病等の重症化・フレイルの進行等

### 【医療従事者】

- ・地域で働く人材の確保が難しい。
- ・医療機関の新規参入は難しく、診療科目が偏在。
- ・医師の高齢化が進行している。(青根・日連)
- ・医師の安定的な確保が難しい。

### 【収支状況】

- ・受診者数の減少等を背景に、運営収入が減少している。

### 【診療所運営事務】

- ・国保診療所に係る運営事務が煩雑である。

### 【診療所施設】

- ・令和11年度までに更新目安の時期を迎える。(日連)
- ・土砂災害警戒区域内に立地している。(日連・青根)

## 対応策

### 【訪問診療機能・検診機能の充実】

- ・統合後の診療所を医師2人体制とする。  
→ 効率的に訪問診療が可能な体制づくり  
→ 市民健康づくりの活動への積極的な介入
- ・往診車を増設し、搭載機能を充実させる。

### 【ICT化・機械化・民間との連携の推進】

- ・電子カルテを導入し、オンラインを推進する。
- ・事務を簡素化し、人材と経費を削減する。
- ・民間の医療機関や薬局等との連携を進める。

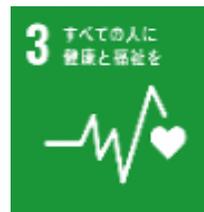
### 【人材確保・育成】

- ・修学医師を国保診療所にも配置する。
- ・医師や看護師への修学資金貸付を継続する。
- ・総合診療医の育成を継続する。

### 【診療所再編】

- ・日連と千木良は、令和7年度に閉院する。
- ・青根は、令和6年度から診療日数を減らす。
- ・令和8年度以降、順次、指定管理施設とする。  
( 青根：R8以降 / 内郷：R11以降 )
- ・診療所区分の整理を行う。(国保か市立か)  
※指定管理者や医師の定年等と要調整。

## 見込まれる効果



- 在宅医療の充実と医療・介護の連携強化
- 医療資源や財源の効率的な活用
- 疾病予防・介護予防の推進

# 事業スケジュール

		市立診療所 指定管理期間（R 3 から 5 年間）																				
年度	令和 4 年度				令和 5 年度				令和 6 年度				令和 7 年度				令和 8 年度				備考	
四半期	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4		
全体	諮問●				各種計画の改定●				●第 8 期医療計画Start				指定管理プロポ●				●新たな指定管理期間Start (順次、指定管理施設へ移行)					
	●答申				●健康増進条例施行予定				訪問診療機能の向上策の検討・実施													
	パブコメ等●																					
	基本方針の策定●				国保診療所規則改正●				診療所条例改正●				診療所条例改廃●				●診療所区分の統一化					
市所管の診療所	青根					●電子カルテ導入				●診療日数減												●R8以降、指定管理へ
	青野原									●電子カルテ導入								改修等に向けた調整				
	内郷	電子カルテ導入●								改修に向けた調整				改修●				●2 診開始				●R11以降、指定管理へ
	千木良													閉院●								
	日連									閉院・解体等に向けた調整				閉院●				解体等				
	藤野					改修等に向けた調整								●電子カルテ導入 ●改修等工事				●2 診開始				

○ 基本方針の策定と並行して改定作業が進められる関連計画（保健医療計画、高齢者保健福祉計画 等）に、中山間地域の持続可能な医療提供体制の確保に資する取組を掲載することを検討していく。

○ 藤野 及び 青野原の改修等にあたっては、長寿命化計画の改修サイクルを参考に検討していく。

# 一 参考 一 財政等への影響

## ○機能の充実に向けた事業の想定(概算額)

事業目的	事業名	事業内容	概算額(千円)
訪問診療機能の充実	モバイルクリニック事業	伊那市の先行事例、薬の配達の仕事づくり等	12,500/年
検診機能の充実	検診用医療機器整備	3診療所@2,000	6,000/年
ICT化・機械化の推進	電子カルテ導入事業	1診療所@5,600(3年かけて3診療所に導入)	5,600/年
民間との連携の推進	地域連携推進事業	3地区@300(連絡会や研修会の開催等)	900/年

※再編に伴う施設改修・解体費用は別途計上する。

計25,000/年

## ○診療所の閉院又は診療日数の削減により、施設にかかる年間の維持費を減額することを見込む。

閉院(千木良)による減額	20,000千円/年
閉院(日連)による減額	20,000千円/年
日数の削減(青根)による減額	5,000千円/年
計	45,000千円/年

→ 削減額を活用し、訪問診療機能の充実や再編に伴う地域要望への対応を図る。

## ○特記事項

- ・活用可能な特定財源については、今後の中山間地域検討会議での検討の深度化の状況も踏まえ精査。  
→ 例：地方創生推進交付金、再編後に全て国保診療所とした場合の国からの助成制度など。
- ・今後、地域から「診療所の再編に伴う追加的な利便性確保策」の実施について要望される可能性あり。

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和4年7月26日

案件名	相武台周辺地域小・中学校の学習環境のあり方について						
所管	教育	局	区	部	学務	課	
事業効果 総合計画との関連	事業効果	・人間関係が固定化されず、多様な考え方に触れることができる望ましい学習環境を実現できる。 ・自治会区域と通学区域が一致することで、学校と地域の連携や見守り活動がしやすい環境づくりが実現できる。					
	効果測定指標	子どもたちの教育環境を充実させる			施策番号	施策3	
		R4	R5	R6	R7	R8	
	事業効果 年度目標	市の対応方針決定	・再編に向けた検討 事務手続 (通学区域等)  ・保護者・地域説明	・再編に向けた検討 事務手続 (通学区域等)  ・保護者・地域説明	・学校 施設 改修  ・条例 改正	学校 再編	

審議事項	( 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論 ) ○相武台周辺地域小・中学校の学習環境のあり方に係る対応の方向性について (もえぎ台小学校を閉校し、相武台小学校及び緑台小学校の2校に再編する)
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。 ・ただし庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

## 事案概要

相武台周辺地域小・中学校について、令和4年3月に「相武台周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討協議会」から教育委員会に提出があった、検討結果報告書を踏まえ、当該地域小・中学校のより望ましい学習環境を確保するため、「小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する基本方針」及び「小中一貫教育基本方針」に基づき、令和8年3月に、もえぎ台小学校を閉校し、同年4月に、相武台小学校及び緑台小学校の2校に再編するもの

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施 内容	庁内調整	市の対応方針決定	検討協議会報告	再編に向けた検討・事務手続	保護者・地域説明	相武台小・緑台小に再編		
			再編第2段階の検討組織設置の調整・検討協議会の開催	学校施設の改修内容の調整	学校施設改修			
			売却を含めた跡地利用の検討	学校設置条例改正				

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(教育費)					18,000			
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	18,000	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		0	0	0	18,000	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業  
4. その他( )

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)									
				○					
									

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和7年9月	定例会議	報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	資料提供	令和4年8月

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
アセットマネジメント推進課	もえぎ台小の売却を含めた跡地利用の検討の進め方について(調整済)
財政課	財政等への効果について(調整済)
学校施設課	相武台小、緑台小の改修等について(調整済)
他関係各課	令和4年5月11日に関係課長打合せ会議を実施済み

備考	

## 庁議におけるこれまでの議論

### 調整会議の 主な議論 (6/28)

#### 【実施時期について】

○市の対応方針として、令和8年度4月を実施時期にした理由は何か。  
こどもへの影響を考慮し、学校間で行事を合同で開催していくなど、事前にしっかりと準備する必要があると考えており、それには3年くらいの期間を要すると考えている。

#### 【特定財源の活用について】

○長寿命化計画等の大規模改修に合わせることで特財の活用が可能であることから、積極的な活用を検討していただきたい。  
事業担当課と調整しながら進めていく。

#### 【事業を2段階に分けることについて】

○本事業は2段階に分けなければならないのか。  
麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の状況を踏まえて検討していくことになるため、2段階で事業を展開する必要がある。

# 相武台周辺地域小・中学校の 学習環境のあり方について

令和4年7月26日 学務課

# 1 検討協議会の検討結果について

## 相武台周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討協議会の設立

相武台地区の小学校の児童数は、大規模団地の年齢構成の変化や少子化により、昭和56年をピークに減少し、平成13年に北相武台小学校、磯野台小学校を再編して、もえぎ台小学校を開校しました。その後、平成24年度から平成28年度までの間、もえぎ台小学校がクラス替えのできない1学年1学級の学年の発生により、過小規模校（※）になり、平成29年度から相武台小学校が、令和元年度からもえぎ台小学校が過小規模校になっています。過小規模校を解消し、多様な考え方に触れることができる相武台地区の望ましい学習環境のあり方を検討するため、保護者と地域の代表者で組織する「相武台周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討協議会」（以下「検討協議会」という。）を平成30年8月に設置しました。



※過小規模校：小学校11学級以下、中学校5学級以下

### ○相武台周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討協議会

#### 【委員】

15名

（まちづくり会議選出委員等7名（自治会長、公民館長、子育てサークルの長）、PTA選出委員8名（相武台小学校、緑台小学校、もえぎ台小学校、相武台中学校から各2名）

#### 【会長】

相武台地区自治会連合会 会長 瀬尾 守一 氏

#### 【副会長】

相武台地区社会福祉協議会 会長 高橋 孝雄 氏

相武台中学校 PTA 会長 関塚 孝枝 氏

#### 【事務局】

学務課

## 検討協議会での検討状況

年月日	会議等	内容
平成30年 8月10日	第1回検討協議会	行政説明、規約案、会長・副会長の選任など
10月24日	第2回検討協議会	相武台地区の小・中学校と地域の現状と課題の検討
平成31年 1月18日	第3回検討協議会	課題（望ましい学校規模）の検討
3月26日	第4回検討協議会	課題（学区・小中一貫教育）の検討
令和元年 12月 9日	第5回検討協議会	課題解決方策（4つの再編案）の検討
新型コロナウイルス感染症対策による会議開催の自粛		
令和2年 12月 8日	第6回検討協議会	検討結果報告書の骨子の検討
令和3年2月15日～22日	第7回検討協議会	検討結果報告書（案）と、保護者への意見聴取（案）の検討（書面会議）
7月 1日	第8回検討協議会	検討結果報告書（案）の検討
新型コロナウイルス感染症対策による会議開催の自粛		
10月28日	第9回検討協議会	検討結果報告書（案）と、保護者への意見聴取（案）の検討
11月10日～30日	保護者アンケート	保護者への意見聴取
令和4年 1月17日	第10回検討協議会	保護者への意見聴取を踏まえた、検討結果報告書の内容について承認
3月17日	相武台周辺地域小・中学校の学習環境にかかる検討結果報告書を教育長へ提出	

## 意見の総括 相武台地区の望ましい学習環境のあり方に係る基本的な考え方

### 【相武台地区の学習環境のあり方に係る基本的な考え方】

相武台地区においては、相武台地域の学校の学校規模等の特徴を踏まえ、次の考え方に基づき、過小規模校の解消、小中一貫教育の効果的な実施に向けた環境整備などの、学校規模適正化の取組を推進する

- ・子どもたちが、学校生活において、多様な人間関係に触れながら、様々な活動を通じて切磋琢磨できるよう望ましい学校規模の実現を図る。
- ・登下校時に安心して通学できるよう、通学距離や道路事情などを考慮した安全対策の充実を図る。
- ・小中一貫教育の環境を整え、より充実した教育を継続的に展開できる環境の実現を図る。
- ・子どもたちが、放課後等に地域で安心して過ごせるよう、居場所を確保するなど、子育て環境の充実を図る。

## 検討協議会の結論（再編の方向性）

### 【第1段階（短期的な方向性）】

#### 過小規模校の解消

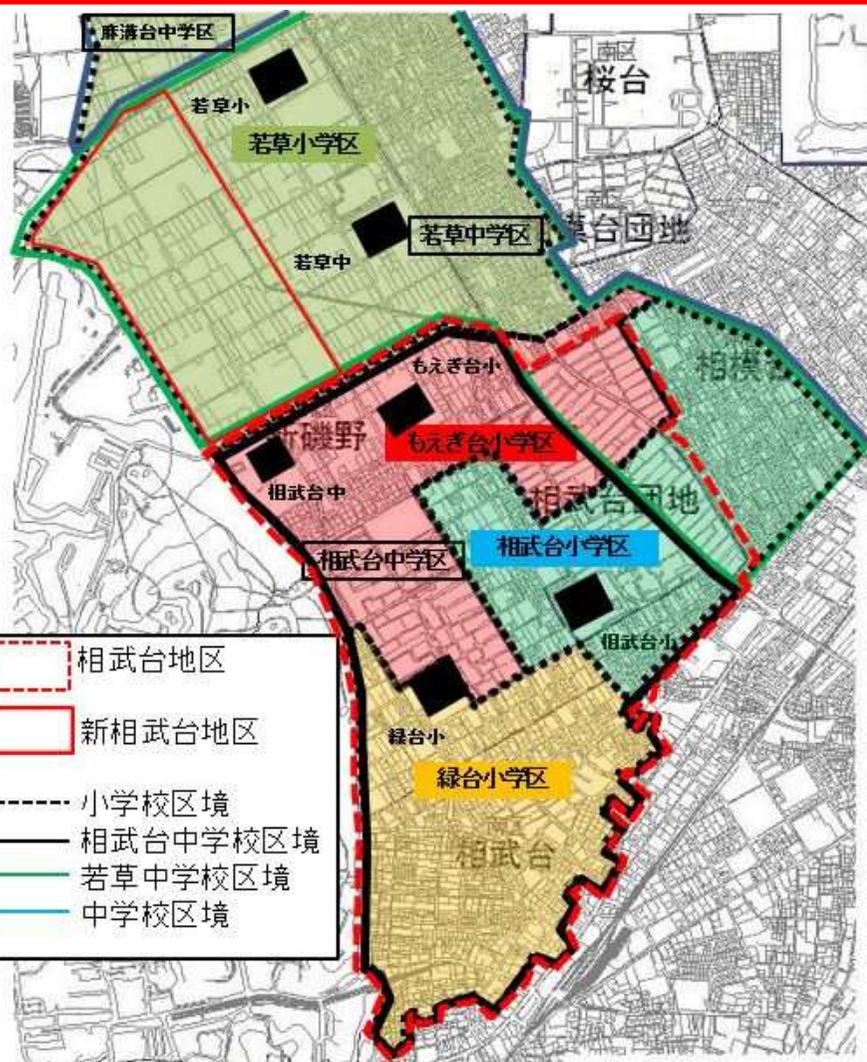
- ・ 3小学校のうち、もえぎ台小学校を閉校し、相武台小学校及び緑台小学校の2校に再編する。
- ・ 小学校の通学区域の変更にあたっては、児童・生徒への学校再編の影響を鑑みて、通学区域の弾力的な運用を検討する。

### 【第2段階（次期の方向性）】

#### 小学校と中学校の通学区域の一致

- ・ 再編後、相武台小学校及び緑台小学校の通学区域に、相武台中学校の通学区域が一致するよう、若草中学校の通学区域の一部の見直しを検討する。  
なお、見直しにあたっては、今後の麻溝台・新磯野地区整備推進事業の状況を踏まえ、検討する必要がある。

# 相武台地区の小・中学校の現状



- 小学校**
- 相武台地区：3校
    - ・相武台小：過小規模校  
6年生が単級。他学年は2学級。
    - ・緑台小  
全学年2学級
    - ・もえぎ台小：過小規模校  
全学年が単級

- 中学校**
- 相武台地区：1校
    - ・相武台中  
2年生が3学級。1、3年生が4学級。

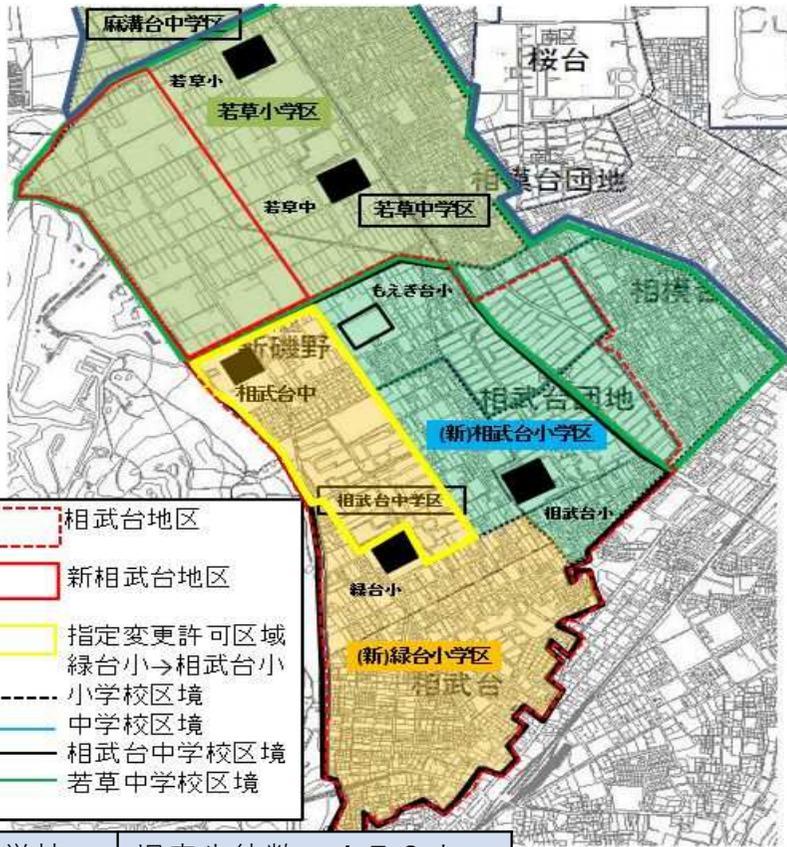
学校規模	学校	R4年5月1日現在の児童生徒数	学級数 (1学年学級数)
	相武台小	児童：298人	11学級 (1~2)
	緑台小	児童：344人	12学級 (2)
	もえぎ台小	児童：183人	6学級 (1)
	相武台中	生徒：368人	11学級 (3~4)

※令和4年5月1日現在の児童生徒数及び学級数

# 検討結果を踏まえた第1段階（短期的な方向性）、第2段階（次期の方向性）（案）

- （第1段階）
- ・ 3小学校のうち、もえぎ台小学校を閉校し、相武台小学校及び緑台小学校に再編する。
  - ・ 指定校を変更する地区に指定変更許可区域（※）を設定する。

※指定された学校とは別の指定した学校へ変更することができる区域。



【凡例】

- 相武台地区
- 新相武台地区
- 指定変更許可区域  
緑台小→相武台小
- 小学校区境
- 中学校区境
- 相武台中学校区境
- 若草中学校区境

相武台小学校	児童生徒数：473人
緑台小学校	児童生徒数：494人

※令和元年5月1日現在の児童数で算出

## 再編案の特徴

学校施設に比較的余裕がある相武台小と緑台小に再編することにより、過小規模校の解消が期待できる。

相武台グリーンパークと相武台団地の児童が、同じ自治会内で通学区域が分かれず、それぞれ同じ小学校に行くことができる。

## 【再編後の指定変更許可区域】

指定変更許可区域	指定校	変更可能校
新磯野4丁目1番～8番9号	緑台小	相武台小
新磯野5丁目	緑台小	相武台小



（第2段階）再編後の2つの小学校の通学区域に、相武台中学校の通学区域が一致するように、若草中学校の通学区域の見直しを検討する。

## 2 市の対応方針について（案）

# 教育委員会の基本的な考え方

## ○相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する基本方針(平成29年3月策定)

児童生徒の学習環境にとって望ましい学校規模	小学校	18～24学級(学年3～4学級)
	中学校	15～21学級(学年5～7学級)

・望ましい学校規模から外れている学校のうち過小規模校については、優先的に課題解決に努める。

過小規模校	小学校	11学級以下
	中学校	5学級以下

## ○相模原市小中一貫教育基本方針(平成30年8月策定)

より質の高い学校教育とするために、小・中学校間の「児童の学習上・生活上の課題の引継ぎ」、「学習や生活のルールの共有」、「各教科における系統的な教科指導」、「切れ目のない支援教育」が必要



各小・中学校は、中学校区単位で「めざす子ども像」及び「9年間を見通す教育課程」を決定し、令和2年4月全中学校区で小中一貫教育スタート



小中一貫教育に取り組みながら、設置にあたっての諸課題や各中学校区の状況に応じて、施設一体型の義務教育学校や施設併設型の小中一貫型小学校・中学校の設置を検討する。

## 市の対応方針(案)

- 市の対応方針(案)  
令和8年4月実施予定

### 【第1段階】

- もえぎ台小学校を閉校し、相武台小学校及び緑台小学校の2校に再編
  - ・小学校の通学区域の変更にあたっては、児童・生徒への学校再編の影響を鑑みて、通学区域の弾力的な運用を検討



第2段階は、今後の麻溝台・新磯野地区整備事業の状況を踏まえ検討

### ○期待される効果

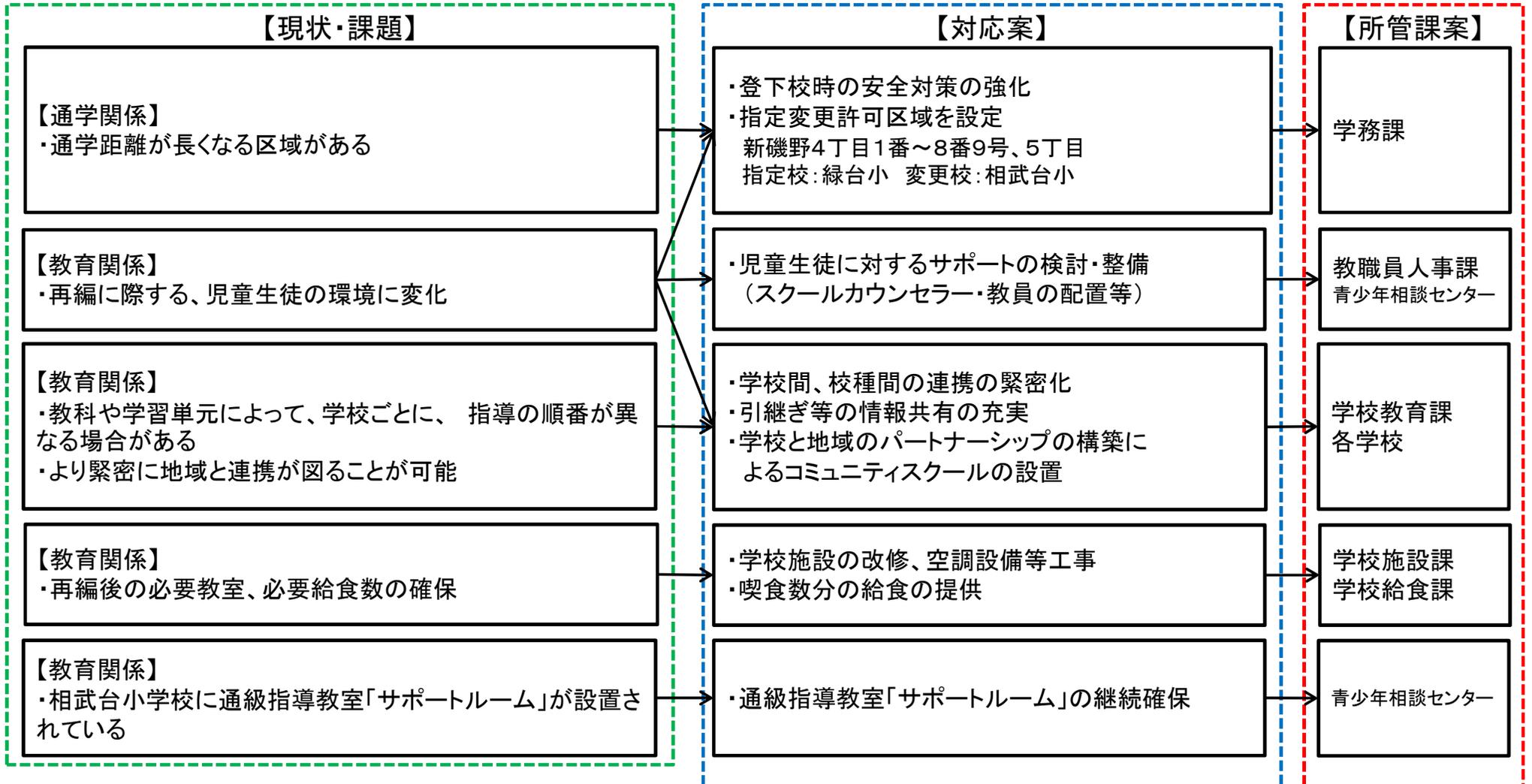
- ・過小規模校を解消し、人間関係が固定化されず、多様な考え方に触れることができる望ましい学習環境を実現できる。
- ・自治会区域と通学区域が一致することで、学校と地域の連携や見守り活動がしやすい環境づくりが実現できる。

- 
- ・子どもたちの教育環境を充実させることができるようになる。

# 再編にあたっての課題と対応案等

再編にあたって生じる諸課題については、庁内横断的に、必要な部署が連携して対応するものとする

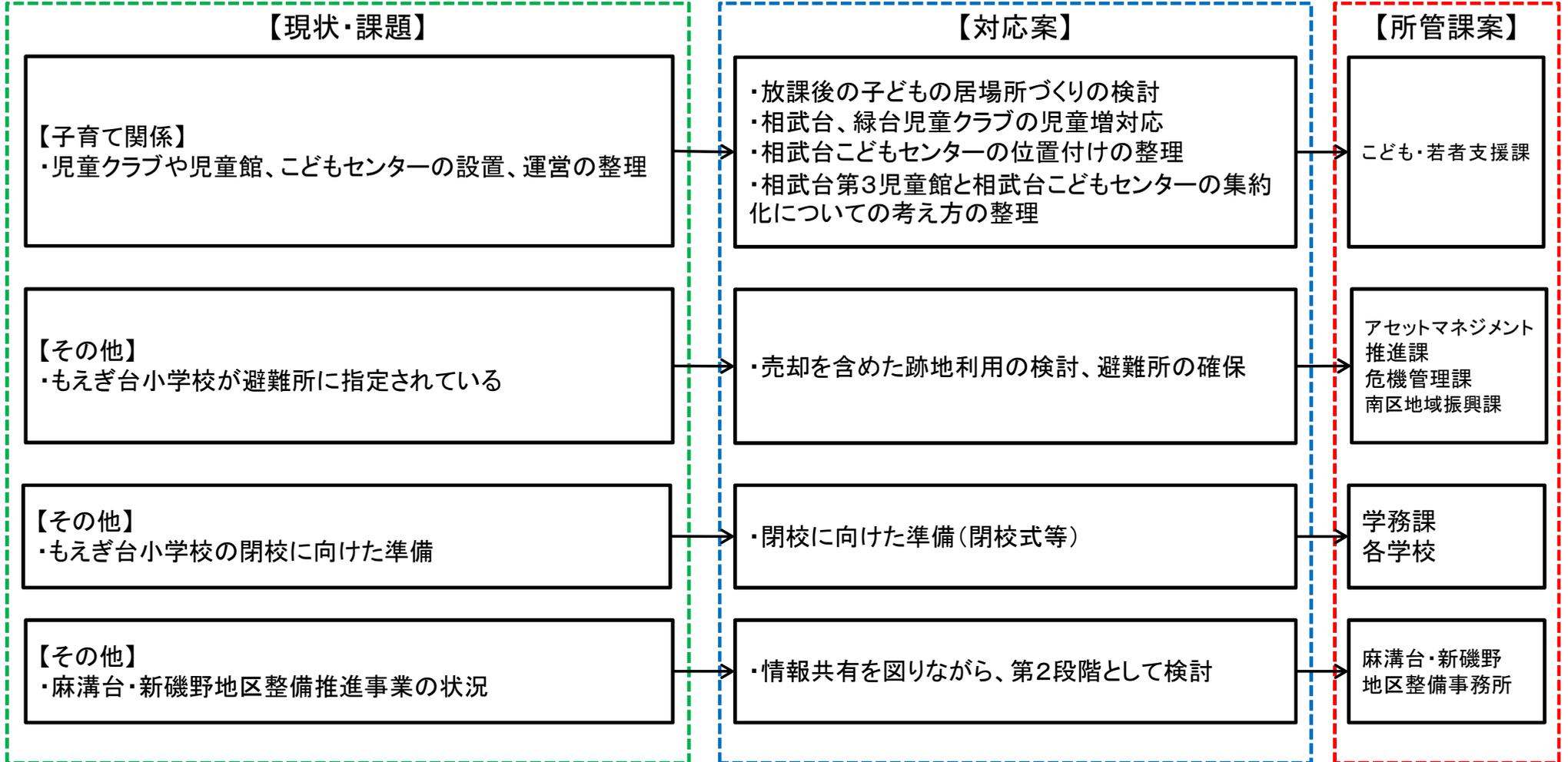
## ○現在想定される課題等



# 再編にあたっての課題と対応案等

再編にあたって生じる諸課題については、庁内横断的に、必要な部署が連携して対応するものとする

## ○現在想定される課題等



## 財政等への効果

○再編後の相武台小学校及び緑台小学校の児童学級数(R8年度の35人学級導入後の推計)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	児童数	学級数
相武台小	63(2)	60(2)	63(2)	52(2)	65(2)	76(3)	379	13(+1)
緑台小	73(3)	46(2)	56(2)	61(2)	66(2)	81(3)	383	14(+2)

※児童数は普通級の推計値、カッコ内は学級数。

○もえぎ台小学校の閉校により、施設にかかる年間の維持費を削減することができる

削減額＝もえぎ台小学校の管理運営費

27,570千円／年

※管理運営費＝人件費等合計(常勤職員を除く)＋維持管理コスト＋事業運営費 令和2年度公共施設調査票より算出

○事業費:余裕教室を普通教室に転用 相武台小1教室、緑台小2教室

	一般財源 ※1	計(千円)
教室空調設備等工事	@5,000×3教室＝15,000	18,000
備品消耗品等移設費	@1,000×3教室＝3,000	

### 【特記事項】

※1:長寿命化計画等の大規模改修の時期に合致した場合、特定財源の活用が可能

# 事業スケジュール(案)

年度	令和4(2022)年度										令和5(2023)年度										
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
学校再編関係	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">                     庁内検討・調整                      ↓                      庁議                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">                     市の対応方針決定                      ↓                      検討協議会報告                 </div>	再編に向けた検討・事務手続																		
			保護者・地域説明																		
			再編第2段階の検討組織設置の調整・検討協議会の開催																		
			学校施設の改修内容の調整 (改修は再編の1~2年前開始)																		
公共施設再編関係	売却を含めた跡地利用の検討																				

第3回 決定会議 議事録

令和4年7月26日

1 中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針(案)について

【健康福祉局保健衛生部】

(1) 主な意見等

○(財政局長)基本方針の中で使用する表現は、読み手が受け取る印象を考慮したほうが良い。

(医療政策課長)見直して対応したい。

○(財政局長)北里大学での寄附講座や修学資金貸付制度などにより、地域医療に一定期間従事する医師の育成が進められているものと承知しているが、医師の確保は進んでいるか。

(医療政策課長)修学資金貸付制度は平成25年度から開始しており、現在、卒業生が3つの市立診療所へ配置されている。今は義務年限が6年の医師と9年の医師が混在している過渡期であるが、徐々に安定していくものと想定している。

○(財政局長)国民健康保険診療所(以下、国保診療所という。)の医師が高齢化しているため、訪問診療を充実させるのであれば、若い医師の確保が必要になると思われる。統合に合わせて近隣医療機関との連携を強化していく必要があると思われるが、いかがか。

(医療政策課長)再編の進め方の中では、民間の医療機関を含め、多職種・多機関との連携を進めるとしている。

○(財政局長)移住などにより、藤野地区内では人口が増えている地域もあると思われるが、民間の診療所が開院するという情報はないか。

(医療政策課長)今のところそういった情報はない。上野原市が近いこともあり、アンケートでは約25%の人が上野原市にある医療機関を主に利用しているとの結果であった。

○(財政局長)青根診療所は県外からの利用もあると思うが、青野原診療所との距離もある中で、当面、維持していくことについては理解できる。閉院に向けては、今後、何年かにわたり調整していくということか。

(医療政策課長)青根診療所は、地域性等を鑑みた中で当面は維持していくが、1日あたりの受診者数は少ないため令和6年度からを目途に診療日数を削減する。閉院の時期は見極めていきたい。

○(総合政策・少子化対策担当部長)再編後の運営について伺う。指定管理制度を利用する予定とのことだが、経営監理課では昨年ガイドラインを策定しているので、確認してもらいたい。医師は市が採用して運営しているのか。

(医療政策課長)国保診療所は直営なので、3名の医師は市の職員として従事している。市立診療所は日本赤十字社が指定管理者なので、日本赤十字社から配属されるが、北里大学で育った修学医師が従事している。

○(総合政策・少子化対策担当部長)コロナ禍においてオンライン診療が効果的であり、進めてもらいたい。対面診療も大事だと思うが、オンライン診療についてはどのようなサービスを想定しているか。

(医療政策課長)オンライン診療といっても、様々な手法がある中で、医師と患者が直接つながる方法や、通信機器を搭載した診療車で看護師が患者宅を訪問し、デジタル機器を通じて医師の判断を仰ぐなど、デジタルに不得手な高齢者等に対応する方法を想定している。ただし、直接触らないとわからない場合もあり、診療所へ行くのが面倒だから訪問診療をしてもらいたいという人もいると思われ、安易に訪問診療を選択しないような一定のルールづくりが必要と考えている。

○(総務局長)持続可能な医療とはどのような意味なのか。どのようなイメージか。

(医療政策課長)医療は人が住むところに必要なものであり、その医療サービスを提供し続けられる状態だと認識している。

○(総務局長)診療所の再編が大きなテーマとなっているが、人が住むところに医療を提供することと、診療所を再編することでは、タイトルと取り組む内容が乖離しているように感じる。診療所の再編が必要な理由について説明してもらいたい。

(保健衛生部長)今回の提案は、これまで住民が受けていた医療と同程度の医療サービスを安定的かつ継続的に確保することを目的としているが、そのためには可能な限り財政を圧迫させないことも求められる。財源や医者不足によって危機にさらされては困るので、医療資源や財源の効率的な活用に資する診療所の再編は必要である。

(総務局長)再編により診療所が遠くなってしまうと、通院時間が長くなるなど同程度の医療サービスとは言えないのではないかと。

(保健衛生部長)遠くなるデメリットはあるが、診療所を再編して医師2人体制とし、訪問診療やオンライン診療を充実させることでカバーしていきたいと考えている。

(総務局長)それならば3カ所ではなく、1カ所に統合にすればよいのではないかと。

(医療政策課長)住み慣れた地域で医療を受けることができる体制を維持したい。診療所が1つでは交通面の問題もあり、非効率だと考えている。

(総務局長)住み慣れた地域で医療を受けるといふのであれば、再編はしないほうが良いと思われる。

(医療政策課長)今は訪問診療の依頼があった時は診療所を閉めており、その間に来院があった場合はずっと待たなければならないという課題がある。また、住民が高齢であるため今後さらに来院が難しくなるという課題もある。それらの課題に対応するため診療所を統合し、医師を2人体制にすれば、訪問診療と外来診療を両立することができ、課題解決につながる。

(財政局長)訪問診療と外来診療の両立が必須である。もしくは訪問診療を主とした場合に何km圏内位置するという基準があって、それに基づいて3カ所にするというのであれば、理解されやすいのではないかと。訪問診療ができるようになるということが、本件の良いところだと感じている。

(保健衛生部長)1カ所で全て訪問診療にするというのも意見としては当然のことだと思われる。しかし、そこに診療所があるということにも意義がある。

○(財政担当部長)青根診療所を当面残すことも理解できるが、通院困難という課題に対して訪問の充実という方策を提示している中では、絶対に必要とも読みきれない。青根診療所の閉院の時期については、しっかりと検討を続けてもらいたい。

○(市長公室長)診療所の再編を中心とした中山間地域の医療の在り方の見直しのきっかけは何か。まち・ひと・しごとの中山間地域対策を発端としているのか。それとも急激に課題が明確化したのか。

(医療政策課長)診療所の受診者数の減少により収支の状況が悪化している。また、施設の老朽化や、土砂災害警戒区域内に立地していること、医師の高齢化などから、これらの課題をどう解決していくかを考えた結果、本件の提案となっている。

- (市長公室長)市民アンケートの中で、残してほしいという回答はあったか。  
(医療政策課長)自由意見の中ではあったが、残して欲しいかどうかという項目は設けていない。
- (市長公室長)運営の在り方として全て国保診療所にする方向ではないのか。財源のことを踏まえれば、国庫補助のある国保診療所にさせていただくほうが良いかと思われるが、市立診療所も検討している理由は何かあるのか。  
(医療政策課長)現時点では、そこまで検討する段階になっていない。これから検討をしていく。  
(市長公室長)国保診療所を残すにあたり、法律的な制限はあるか。  
(医療政策課長)その点については、これから確認させていただきたい。
- (市長公室長)各診療所の収支状況について説明してもらいたい。  
(医療政策課長)参考資料2の中で令和2年度の収支状況を提示している。6カ所の診療所の内、内郷診療所のみ収支が均衡している。  
(財政局長)国保診療所は医師への報酬は含まれているか。  
(医療政策課長)医師の報酬は含めた収支である。
- (市長公室長)再編後、施設の改修はあるのか。  
(医療政策課長)医師2人体制にするにあたって、診察室を2つ設ける必要もあるので、築年数が40年となる時期に長寿命化計画と合わせて改修するなどについて、公共建築課やアセットマネジメント推進課と調整していく。
- (市長公室長)財政等への影響について、再編により減額となる4,500万円の費用の内訳について説明してもらいたい。  
(医療政策課長)国保診療所の医師等への報酬、施設管理費等である。
- (市長公室長)看護師は1診療所に何人配置するのか。  
(医療政策課長)統合しても医師と看護師の人数は変えず、医師2人と看護師4人を想定している。
- (市長公室長)訪問診療の需要について、今現在どれだけ実施されているのか。  
(医療政策課長)市立診療所3カ所の令和3年度実績は往診した日数は125日、1日あたり1.6人、年間合計197人である。懇話会における医師の方々の意見として、今後高齢化が進む中で訪問のニーズが増えていくのは間違いないが、対面の診療を無くして良いとは言えないとの意見を頂戴している。  
(市長公室長)高齢者が多いので、オンラインは難しいかと思われる。また、直に対面で話をしたいという人も多いので、訪問診療は有効だと思われる。再編により訪問診療が増えてくると思われるが、医師は2人体制で対応は可能だと想定しているということか。  
(保健衛生部長)高齢者にオンライン診療は難しいのではないかと思われるが、ご家族がセッティングをすると利用する人もいる。また、高齢者も電話は使えるので、一概に高齢者にオンライン診療が難しいとは言えない。医師は2人体制で対応は可能だと想定している。
- (財政局長)現状、市立診療所は指定管理であるため、採用についても指定管理者に委託し

ているが、国保診療所は直営のため医師は市の職員として採用しており、医師の確保は非常に難しい。また、国保診療所であれば退職金も市で負担しなければならず、国庫があるから国保診療所が良いとは言えないと思われる。国保診療所にしたとしても指定管理者制度を利用して人事管理等も含めて全てを委託できるのか。様々な方法を検討してもらいたい。

○（市長公室長）一番費用が掛からない形を検討してもらいたい。それでは資料の一部を修正していただき、原案のとおり承認するが、本件は重要テーマである中山間地域の在り方にかかる市の方針を定めるということであり、交通政策も関係してくると思われるので、市長及び副市長の意見を求め、上部会議へ付議する。

## （２）結 果

○原案のとおり承認し、上部会議へ付議する。

・ただし庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

## 2 相武台周辺地域小・中学校の学習環境のあり方について

【教育局学務課】

## (1) 主な意見等

- (財政担当部長)第2段階の麻溝台・新磯野土地区画整理事業(以下、AA事業という。)の進捗状況を踏まえてという点について具体的に説明してもらいたい。

(学務課長)小学校の通学区域と中学校の通学区域を一致させたいと考えている。若草中学校の通学区域と相武台小学校の通学区域の重なっている区域を相武台中学校の通学区域に編成したいが、若草中学校の現在の通学区域がAA事業の区域となっているため、今後児童数が増えるのかどうか、AA事業の動向を注視しつつ検討させていただきたい。

(総務局長)今の説明を聞くと資料にもAA事業の区域も表示した方が良いと思われる。

(学務課長)了解した。廃校となるもえぎ台小学校の校地もAA事業の区域内であり、市街化調整区域である。

- (財政局長)跡地の利用について10月に検討するとのことで、閉校について地域住民の理解を得ていると思われるが、跡地利用について売却を含めて検討という表現だけで良いのか。具体的には何も決まっていないのか。

(学務課長)現状、具体的には何も決まっていない。地域住民には、まだ何も決まっていないが、今後地域住民の意見を聴きながら進めていくと説明している。アセットマネジメント推進課とも調整しており、教育委員会で方針を決定したのちに庁内照会を実施する予定であり、それが10月頃になると見込んでいる。

- (総務局長)事案調書の事業効果欄について、人間関係が固定化されず、という言葉だけでは好ましくないので、「過小規模校を解消し」という文言を付けたほうが良い。

(市長公室長)説明資料では、「過小規模校を解消し」という文言が付いているので、事案調書を説明資料と同様に修正されたい。

(学務課長)了解した。

- (総合政策・少子化対策担当部長)さらなる閉校の可能性はあるのか。

(学務課長)AA事業の人口フレームがどうなるかを見極めながら、必要に応じて学校規模のあり方について検討していくべきだと考えているが、当面はもえぎ台小学校を閉校し、相武台小学校と緑台小学校の学校規模の適正化を図りたいと考えている。

(総務局長)AA事業は住居系の用途は無く、工業系の用途が中心となることで意思決定されている。AA事業の動向を注視するといっても、あまり影響はないように思われる。

(学務課長)AA事業の件については、都市建設局と連携を取りながら進めていきたい。

(市長公室長)現時点で何か跡地利用の話はあるか。

(学務課長)今のところはない。教育委員会で決定した後、売却等を検討する前に、まずは庁内での利用を検討していきたい。

- (市長公室長)相武台小学校や緑台小学校ではなく、もえぎ台小学校を選んだ理由は何があるのか。

(学務課長)様々な再編パターンを想定して検討した結果、通学区域や通学距離が最も適切な形になったのが、本結果であった。

○（市長公室長）資料を一部修正していただき、原案のとおり承認する。

（２）結 果

○原案のとおり承認する。

- ・ただし庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

以 上